

令和 7 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

目 次

同意第4号	教育委員会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
報告第8号	令和6年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について.....	2
承認第4号	令和7年度東浦町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求 めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	4
認定第1号	令和6年度東浦町一般会計決算の認定について・・・・・・・・	別添
認定第2号	令和6年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について・・	別添
認定第3号	令和6年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について.....	別添
認定第4号	令和6年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について.....	別添
認定第5号	令和6年度東浦町水道事業会計決算の認定について.....	別添
認定第6号	令和6年度東浦町下水道事業会計決算の認定について.....	別添
議案第38号	東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	8
議案第39号	東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の 育児休業等に関する条例の一部改正について.....	12
議案第40号	東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・	18
議案第41号	東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関す る条例の一部改正について.....	21
議案第42号	東浦町税条例の一部改正について.....	23
議案第43号	東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行条例の一部改正について.....	31
議案第44号	東浦町自転車等駐車場条例の一部改正について.....	32
議案第45号	東浦町下水道条例の一部改正について.....	33
議案第46号	東浦町下水道条例及び東浦町水道事業給水条例の一部改正について・・	36
議案第47号	令和7年度東浦町一般会計補正予算（第4号）.....	38
議案第48号	令和7年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）・・	42
議案第49号	令和7年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）.....	44
議案第50号	令和7年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）.....	46
議案第51号	令和7年度東浦町下水道事業会計補正予算（第1号）.....	47

同意第4号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

中 村 希代美

東浦町大字石浜 昭和54年生

提案理由

教育委員会委員中村希代美の任期が、令和7年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

報告第8号

令和6年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月2日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

令和6年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：％)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△6.76)	13.12	20.00
連結実質赤字比率	— (△17.21)	18.12	30.00
実質公債費比率	0.2	25.0	35.0
将来負担比率	— (△68.0)	350.0	

注 () 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業会計	—	

注 比率の「—」は、資金不足額がなく資金剰余额がある場合

承認第4号

令和7年度東浦町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求
めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年9月2日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 7 日

東浦町長 日 高 輝 夫

令和7年度東浦町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度東浦町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 65,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,285,610 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		746,000	65,000	811,000
	1 基金繰入金	746,000	65,000	811,000
歳 入 合 計		20,220,610	65,000	20,285,610

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,335,276	64,076	3,399,352
	2 徴税費	449,161	64,076	513,237
14 予備費		32,009	924	32,933
	1 予備費	32,009	924	32,933
歳 出 合 計		20,220,610	65,000	20,285,610

議案第 38 号

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年東浦町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前
（個人番号の利用範囲） 第 3 条 略 2 及び 3 略 4 町の機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自ら保有するものを利用することができる。 5 第 2 項及び第 3 項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	（個人番号の利用範囲） 第 3 条 略 2 及び 3 略 4 前 2 項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
1 町長の項から6 町長の項まで略	
7 町長	<u>妊婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8 町長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	東浦町子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給 <u>若しくは保険料の徴収に関する情報</u> (以下「国民健康保険関係情報」という。) <u>又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 町長	東浦町障害者医療費支給条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>国民健康保険関係情報</u> 、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療関係情報」という。)

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
1 町長の項から6 町長の項まで略	
7 町長	<u>妊婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	東浦町子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給 <u>又は保険料の徴収に関する情報</u> (以下「国民健康保険関係情報」という。) <u>であって規則で定めるもの</u>
2 町長	東浦町障害者医療費支給条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>国民健康保険関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律</u> (昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療関係情報」とい

		<u>又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			う。)であって規則で定めるもの
3 町長	東浦町母子家庭等医療費支給条例による母子家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報、 <u>後期高齢者医療関係情報</u> 、 <u>地方税法(昭和25年法律第226号)</u> その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。) <u>又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	3 町長	東浦町母子家庭等医療費支給条例による母子家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報、 <u>後期高齢者医療関係情報</u> <u>又は地方税法(昭和25年法律第226号)</u> その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。) <u>であって規則で定めるもの</u>
4 町長	東浦町精神障害者医療費支給条例による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>国民健康保険関係情報</u> 、 <u>後期高齢者医療関係情報</u> <u>又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	4 町長	東浦町精神障害者医療費支給条例による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</u>
5 町長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>後期高齢者医療関係情報</u> 、 <u>地方税関係情報</u> <u>又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	5 町長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>後期高齢者医療関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>

6 町長の項及び7 町長の項 略	6 町長の項及び7 町長の項 略
------------------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務で個人番号を利用するため提案するものである。

議案第 39 号

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 43 年東浦町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(給与の減額) 第 17 条 略 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の <u>全部又は一部</u> (2 時間を超えない <u>範囲内又は 1 年につき町長が指定する時間を超えない範囲内</u> の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により町長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。))につき勤務しないことが相当であると認め	(給与の減額) 第 17 条 略 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の <u>一部</u> (2 時間を超えない <u>範囲内</u> の時間に限る。))を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により町長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。))につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は子育て部分休暇(当該職

られる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
--	---

(東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町職員の育児休業等に関する条例(平成4年東浦町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項並びに</u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項並びに</u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員) 第 21 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第 1 号部分休業の承認) 第 22 条 <u>育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 <u>東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東浦町条例第 4 号）第 14 条の規定により規則で定める特別休暇（生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は同条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の</u>	(部分休業をすることができない職員) 第 21 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第 22 条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東浦町条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 <u>勤務時間条例第 14 条の規定により規則で定める特別休暇（生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は同条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超</u>
--	---

承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

<u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)</u> <u>第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> <u>第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない
---	---

勤務しない場合には、その勤務しない 1時間につき、給与条例第20条第2項 に規定する勤務1時間当たりの給与額 （非常勤職員にあっては、当該非常勤 職員の勤務1時間当たりの給与額）を 減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第24条 <u>育児休業法第19条第6項にお</u> <u>いて準用する育児休業法第5条第2項</u> <u>の条例で定める事由は、職員が第3項</u> <u>変更をしたときとする。</u>	1時間につき、給与条例第20条第2項 に規定する勤務1時間当たりの給与額 （非常勤職員にあっては、当該非常勤 職員の勤務1時間当たりの給与額）を 減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第24条 <u>第14条の規定は、部分休業に</u> <u>ついて準用する。</u>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の東浦町職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

部分休業の取得形態を拡充するため提案するものである。

議案第 40 号

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東浦町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(子育て部分休暇) 第 15 条の 3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の対象となる職員を除く。）が小学校就学の始期から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 子育て部分休暇の時間は、<u>次の各号に掲げるいずれかの範囲内</u>で必要と認められる時間とする。 <u>(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内</u> <u>(2) 1 年につき 77 時間 30 分を超えない範囲内</u> 3 略	(子育て部分休暇) 第 15 条の 3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の対象となる職員を除く。）が小学校就学の始期から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 子育て部分休暇の時間は、<u>1 日につき 2 時間を超えない範囲内</u>で必要と認められる時間とする。 3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における子育て部分休暇を取得する場合におけるこの条例による改正後の東浦町職員の勤務時間、休暇等に関

する条例第 15 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項第 2 号中「77 時間 30 分」とあるのは、「38 時間 45 分」とする。

(東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 43 年東浦町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(給与の減額) 第 17 条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他町長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により町長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき町長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をい	(給与の減額) 第 17 条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他町長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により町長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわら

う。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	ず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
---	---

提案理由

子育て部分休暇について、1年につき10日を超えない範囲内の取得形態を加えるため提案するものである。

議案第 41 号

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和
2 年東浦町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（選挙運動用ビラの作成の公費負担額 及び支払手続） 第 8 条 東浦町は、候補者（前条の規定 による届出をした者に限る。）が同条の 契約に基づき当該契約の相手方である ビラ作成業者に支払うべき金額のう ち、当該契約に基づき作成された選挙 運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価 （当該作成単価が <u>8 円 38 銭</u> を超える場 合には、<u>8 円 38 銭</u>）に当該選挙運動用 ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、 法第 142 条第 1 項第 7 号に定める枚数 の範囲内のものであることにつき、委 員会の定めるところにより、当該候補 者からの申請に基づき、委員会が確認 したものに限る。）を乗じて得た金額 を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する 場合に限り、当該ビラ作成業者からの 請求に基づき、当該ビラ作成業者に対 し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負 担額及び支払手続）	（選挙運動用ビラの作成の公費負担額 及び支払手続） 第 8 条 東浦町は、候補者（前条の規定 による届出をした者に限る。）が同条の 契約に基づき当該契約の相手方である ビラ作成業者に支払うべき金額のう ち、当該契約に基づき作成された選挙 運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価 （当該作成単価が <u>7 円 73 銭</u> を超える場 合には、<u>7 円 73 銭</u>）に当該選挙運動用 ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、 法第 142 条第 1 項第 7 号に定める枚数 の範囲内のものであることにつき、委 員会の定めるところにより、当該候補 者からの申請に基づき、委員会が確認 したものに限る。）を乗じて得た金額 を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する 場合に限り、当該ビラ作成業者からの 請求に基づき、当該ビラ作成業者に対 し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負 担額及び支払手続）

第11条 東浦町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586 円 88 銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に63,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	第11条 東浦町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541 円 31 銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に63,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

議会の議員及び町長の選挙における選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担額を改めるため提案するものである。

議案第 42 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(公示送達) 第 20 条 法第 20 条の 2 の規定による<u>公示送達は、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を東浦町公告式条例（昭和 38 年東浦町条例第 12 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第 20 条の 3 <u>施行規則第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> (所得控除)	(公示送達) 第 20 条 法第 20 条の 2 の規定による<u>公示送達は、東浦町公告式条例（昭和 38 年東浦町条例第 12 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u> (納税証明事項) 第 20 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> (所得控除)

第 33 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、<u>配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額 (令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が 900 万円以下であるもの	第 33 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、<u>配偶者特別控除額又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額 (令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が 900 万円以下であるもの
---	---

に限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。

2から9まで 略

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初

に限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。

2から9まで 略

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初

に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2 から 6 まで 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 35 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であつて、特定配偶者 (所得割の納税義務者 (合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)) の自己と生計を一にする配偶者 (退職手当等 (第 51 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)) に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。) をいう。第 2 号において同じ。) 又は扶養親族 (年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) 若しくは特定親族 (退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。) を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の

に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2 から 6 まで 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 35 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であつて、特定配偶者 (所得割の納税義務者 (合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)) の自己と生計を一にする配偶者 (退職手当等 (第 51 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)) に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。) をいう。第 2 号において同じ。) 又は扶養親族 (年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日ま

支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2 から 5 まで 略

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 84 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 84 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 85 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 86 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 84 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定すると

で、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2 から 5 まで 略

ころにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)

当該加熱式たばこの重量(フィルタ一その他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その

<u>端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ</u> <u>(第 85 条の 2 の規定により製造たばこ</u> <u>とみなされるものに限る。)</u> のうち、次 <u>に掲げるものについては、同号ただし書</u> <u>の規定は、適用しない。</u> (1) <u>第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこ</u> <u>と併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ</u> <u>(第 85 条の 2 の規定により製造たば</u> <u>ことみなされるものを除く。)</u> と併せ <u>て喫煙の用に供される加熱式たばこ</u> <u>(同条の規定により製造たばことみ</u> <u>なされるものに限る。)</u> であって当該 <u>加熱式たばこのみの品目のもの</u>	
--	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 20 条及び第 20 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）第 20 条の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 33 条の 2 及び第 35 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第 35 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 35 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 35 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 35 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 35 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与

について提出する新条例第 35 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の東浦町税条例（以下「旧条例」という。）第 35 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 35 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 35 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 35 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 35 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、東浦町税条例第 84 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 86 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）東浦町税条例第 86 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 43 号

東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について

東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

東浦町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(介護給付費等の額の特例) 第 3 条 法第 31 条の規定に基づく介護給付費等（法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の額の特例の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に災害又は厚生労働省令で定める特別の事情を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1) 支給決定障害者等（ <u>法第 5 条第 24 項</u> に規定する支給決定障害者等をいう。）及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 及び (3) 略 2 略	(介護給付費等の額の特例) 第 3 条 法第 31 条の規定に基づく介護給付費等（法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の額の特例の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に災害又は厚生労働省令で定める特別の事情を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1) 支給決定障害者等（ <u>法第 5 条第 23 項</u> に規定する支給決定障害者等をいう。）及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 及び (3) 略 2 略

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 44 号

東浦町自転車等駐車場条例の一部改正について

東浦町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

東浦町自転車等駐車場条例（昭和 63 年東浦町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
名称	位置	名称	位置
尾張森岡駅前自転車等駐車場	東浦町大字森岡字 前田 <u>28 番地の 4</u>	尾張森岡駅前自転車等駐車場	東浦町大字森岡字 前田 <u>23 番地の 5</u>
緒川駅前自転車等駐車場の項及び石浜駅前自転車等駐車場の項 略		緒川駅前自転車等駐車場の項及び石浜駅前自転車等駐車場の項 略	
東浦駅前第 1 自転車等駐車場	東浦町大字藤江字 柳牛 <u>29 番地の 13</u>	東浦駅前第 1 自転車等駐車場	東浦町大字藤江字 柳牛 <u>19 番地の 4</u>
東浦駅前第 2 自転車等駐車場の項 略		東浦駅前第 2 自転車等駐車場の項 略	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定中尾張森岡駅前自転車等駐車場の項中「23 番地の 5」を「28 番地の 4」に改める部分は、公布の日から施行する。

提案理由

東浦駅前第 1 自転車等駐車場等の位置を変更するため提案するものである。

議案第 45 号

東浦町下水道条例の一部改正について

東浦町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町下水道条例の一部を改正する条例

東浦町下水道条例（昭和 63 年東浦町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後			改正前				
(使用料の算定方法)			(使用料の算定方法)				
第 15 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）を 2 で除して得た数を 1 月分の排出量として、別表に定めるところにより算定された <u>基本使用料と従量使用料の合計額</u> に、当該額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、使用日数が 30 日未満の場合にあっては、その排出量をもって 1 月分の排出量として算定する。			第 15 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）を 2 で除して得た数を 1 月分の排出量として、別表に定めるところにより算定された「 <u>基本使用料と超過使用料の合計</u> 」額に、当該額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、使用日数が 30 日未満の場合にあっては、その排出量をもって 1 月分の排出量として算定する。				
2 及び 3 略			2 及び 3 略				
別表（第 15 条関係）			別表（第 15 条関係）				
<u>基本使用料（1 月につき）</u>	<u>従量使用料（1 月につき）</u>		<u>区分</u>	<u>基本使用料（1 月につき）</u>		<u>超過使用料（1 月につき）</u>	
	排出量	使用料（1 立方メー		排出量	使用料	排出量	使用料（1 立方メー

		トル につ き)					トル につ き)
950 円	10 立 方メ ートル まで	10 円	一 般 用	0 立 方メ ートル から 10 立方メ ートル まで	750 円	10 立 方メ ートル を超え 20 立 方メ ートル まで	85 円
	10 立 方メ ートル を超え 20 立 方メ ートル まで	115 円					
	20 立 方メ ートル を超え 30 立 方メ ートル まで	130 円				20 立 方メ ートル を超え 30 立 方メ ートル まで	95 円
	30 立 方メ ートル を超え 50 立 方メ ートル まで	145 円				30 立 方メ ートル を超え 50 立 方メ ートル まで	105 円

	ル ま で					ル ま で	
	50 立 方メ ー ト ー を ル え 超 立 500 立 方メ ー ト ー ま で	<u>165</u> 円				50 立 方メ ー ト ー を ル え 超 立 500 立 方メ ー ト ー ま で	<u>120</u> 円
	500 立 方メ ー ト ー を ル え 超 る の	<u>205</u> 円				500 立 方メ ー ト ー を ル え 超 る の	<u>150</u> 円

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して公共下水道を使用している場合における施行日以後最初に確定する使用料は、当該使用料の算定に係る期間の排出量を各日均等とみなし、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

提案理由

下水道使用料を改めるため提案するものである。